

大阪社会保障推進協議会との協議等議事録（要旨）

住吉区役所 総務課

- 1 日 時 令和 6 年 1 月 24 日（水） 午後 2 時 00 分 ～ 午後 4 時 00 分
- 2 場 所 住吉区役所 第 5 会議室
- 3 団 体 名 大阪社会保障推進協議会
- 4 協議等の趣旨 2023 年度大阪市 24 区キャラバン行動要望書についての要望
- 5 出 席 者
（団体側）
代表者 他 12 名
（本 市）
住吉区 課長 4 名、課長代理 4 名 係長 4 名 計 12 名
- 6 議 事
（1）介護保険について（項目番号 1）
団体要望概要
 - ・通所系の事業所は赤字で厳しい。その中で、感染対策として週 1 回、職員に検査を行い、コロナで陽性が出ると、その職員を休ませて利用者への感染を防ぐ努力をしている。今年度末(令和 6 年 3 月)までは大阪市はその検査費用を支援している。来年度以降も続けてほしい。
 - ・介護事業所は働く職員も安定せず離職率も高い。事業所に対する給付のあり方について、何年も同じ作業に対し、単位(単価)が変わっていない。事業所運営を安定させるために、市独自の給付を市に訴えてほしい。
 - ・保険料については、パブコメでは 6 段階で月額 8,094 円が 9,111 円になり、12.6%の増となっている。一方で 15 段階は同じである。大阪は大都市なので、低所得者も多いが高所得者も多い。もっと段階を増やして、高所得者にもっと保険料を納めてもらえばよいのではないかと。
 - ・介護保険料減免の要件として、「滞納をしていないこと」とあるが法的根拠は無く、国民健康保険に合わせるべきではないかと。

本市説明概要

- ・新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月に感染症法の位置付けが2類から5類となり、対策もインフルエンザと同様となっている。
- ・人口減少社会の中で、介護離職も全国的な問題と考えている。
- ・介護保険料が高いことについても毎年ご意見をいただいている。
- ・介護保険料の減免については、大阪市では「介護保険料を滞納していないこと」が要件のひとつとされている。本日いただいたご意見は福祉局へ伝える。

(2) 医療・公衆衛生について（項目番号2）

団体要望概要

- ・新型コロナウイルス感染症は、飲食店をはじめ、未だに大きな影響を与えている。コロナ対策については、積極的な検査・治療、医療的な対策が必要であり、国の方針でなく積極的な対策を講じてほしい。また、後日でよいが具体的な医療的支援について教えてほしい。

医療費は3割負担であり負担が大きい。よほどしんどい人など通院できる者は限られている。非正規で働く人の中には、症状が出て働かざるを得ない方もいるということを考えてほしい。

本市説明概要

- ・現在、定点観測を実施しているが、増傾向が伺える。また、特例臨時接種については、本年3月末で終了する。収入と感染対策の問題のご指摘であるが、区での回答は難しく、ご意見は所管の健康局へ伝えさせていただく。

(3) 国民健康保険について（項目番号3）

団体要望概要

- ・大阪市の国民健康保険料は、来年度は大阪府下統一保険料率となり、日本一高い保険料となる。区として、府下統一保険料率に反対の意見を出して欲しい。
- ・換価の猶予や納付の猶予の件数が少なすぎる。また、執行停止をもっとすべきである。
- ・一部負担金減免の利用状況が著しく低い。大阪府下の他の市長村ではもっと積極的に一部負担金減免を適用している自治体があり、大阪市ももっと積極的に適用すべきである。

大阪市内で昨年度利用があった区では、一部負担金減免をPRするポスターを作っている。住吉区もポスターを作ったり、高齢者が良く見る広報紙に掲載する等、積極的にPRして欲しい。

本市説明概要

- ・ご指摘のとおり、令和6年度は大阪府下統一保険料率に完全移行する。具体の保険料率については、来月の大阪市国民健康保険運営協議会の審議を経て決定す

るので、現時点では分からない。

区としても、国保制度の健全な運営のために府下統一保険料率はやむを得ないと考えているが、いただいたご意見については、制度所管局の福祉局に伝えておく。

具体的には、社会保障推進協議会との団体協議については、24区の保険年金担当課長と福祉局の保険年金課との間でどのような意見が出たか情報交換するルールとなっている。本日の協議で出たご意見も全て24区と福祉局に情報共有させていただく。

- ・換価の猶予は、平成26年度の税制改正で、従来の職権による換価の猶予に加えて、滞納者からの申請による換価の猶予が導入された。換価の猶予については、適用条件が厳しいので、滞納者との納付交渉の中で条件を満たしていることが分かれば、換価の猶予も案内するが、現実には適用できる事例はなく、納付誓約による分納を案内している。

納付の猶予は、支払を6カ月間猶予するが、猶予期間が終了すると全額を一括納付してもらう必要があるため、こちらも利用できるケースが少ない。

滞納者については、被保険者間の負担の公平性の観点もあり、関係法令に基づき財産調査を行い、その結果財産が判明した場合で、特別な事情が無いにも関わらず保険料を納めていただかない場合は、最終差押え等の滞納処分を行う。

財産調査の結果、滞納処分を行う財産がないなど納付能力がないと判明した場合、納付能力が回復するまで滞納処分の停止等を行っている。

- ・ポスターについては、貼るスペースの問題や庁舎管理上の問題もあるので即答は出来ない。

広報紙の掲載については、過去の団体協議を受けて令和3年4月号と令和4年4月号に掲載したことがあるが、それを見て相談に来た区民に制度を説明したが適用できず、一般の人が利用できないものの案内を一般向けの広報紙に載せないでほしいと苦情をいただいたので、令和5年度は掲載を見送った。

待合スペースには一部負担金減免と無料低額診療の案内ビラは配架しており、また窓口で一部負担金の支払いについて相談があれば、一部負担金減免の案内をしている。

実際には、一部負担金以外にも日々の生活費に困っている等生活困窮の可能性が高い事案が多く、生活支援課へ相談に行くように案内することが多い。ただ、その方達が実際に生活支援課に相談に行ったかは把握していない。

(4) 健診について（項目番号4）

団体要望概要

- ・定期健康診査について、国保の被保険者の受診率のデータは提供されているが、後期高齢者医療制度の被保険者の受診率と生活保護の受給者の受診率を教える

欲しい。

- ・今年度用の受診券を持っていてもまだ受診していない人も多い。広報紙の2月号か3月号でまだ受診していない人は受診するようにPRして欲しい。
- ・生活保護受給者の受診率を教えてください。
- ・特定健診に限らず生活保護受給者の大阪市健康診査についても広報等で周知をして欲しい。
- ・来年度から、がん検診の胃がんのバリウムを使ったレントゲン検査の対象者が、40歳から50歳に引き上げられることになったが、その理由を教えてください。
- ・大阪市の特定健診の受診率が低いのは、予算の問題であり、検診項目が少ない。他市なみの活動が必要と考える。検診にもっと費用をかけるようにしてほしい。

本市説明概要

- ・後期高齢者医療制度の被保険者の受診率は、大阪府後期高齢者医療広域連合でないと分からない。
- ・今年度の広報紙の2月号、3月号は、紙面との関係で掲載できないが、新年度になれば新年度用の受診券の案内を掲載させていただく。
- ・手元に資料がないため、確認させていただく。
- ・生活保護受給者の大阪市健康診査に係る広報については、調整して検討させていただく。
- ・胃がん検診の対象者年齢については、健康局に理由等を確認する。
- ・検診の受診率向上については、重要な取組みと認識している。ご意見は健康局へお伝えさせていただく。

(5) 生活保護及び困窮者支援について（項目番号5）

団体要望概要

- ・要望書の5. ②は、住吉区生活支援課の対応のことである。
受付面接で1時間待たされる、開始決定が遅く、支給にも時間がかかった。
本人から困っていると言われなかったから、貸付をすぐにしなかった等の対応について、どう考えているか。
- ・調べることではない。申請したいので申請書をください、と伝えたが、申請できるかどうかを確認するといって待たせた。申請権の侵害ではないか。
- ・鍼灸の往療料について、4キロ以上の算定を認めること。
大阪市の回答は国の方針に個別の解釈を付け加えている。生活保護手帳どおりの運用をしてほしい。

本市説明概要

- ・生活保護の有無を問わず、どの方にも丁寧に対応するのは職員として当然のこと

なので、接遇研修等でも伝えている。質問の内容等によっては誤った回答をしないよう調べるのに時間がかかる場合もある。

- ・状況を確認する。個別案件のため、当該内容への回答は後日要望書をいただき、それに回答する。
- ・制度のことであるので内容を確認のうえ、要望を福祉局へ伝える。

(6) 高齢者の補聴器購入に伴う公的助成制度について（項目外）

団体要望概要

- ・高齢者になって聴覚が低下すると、日常生活に影響が出て、認知症の進行にもつながる。大阪府内の他市でも補助金を出すところが増えているので、大阪市も補助金を出してほしい。

本市説明概要

- ・大阪市では、18歳以上の補聴器の支給対象者は身体障がい者手帳所持者で聴覚障がい認定されている方とされている。いただいたご意見は福祉局へ伝える。

(7) 学校給食の無償化について（項目外、意見のみ）

- ・令和5年度から本格実施されたことについては大変ありがたい。今後も継続してほしい。

(8) 生理用品の小中学校のトイレ個室への設置について（項目外、意見のみ）

- ・数校でモデル調査を実施しているが、住吉区の小中学校は調査対象外だった。調査結果は、児童生徒、保護者ともに高評価と聞いているので、小中学校のトイレ個室への生理用品設置を実現してほしい。